

# 特定（介護・介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

- (1) 名称 有限会社 西田順天堂薬局  
(2) 所在地 高知県南国市大埴甲 1705 番地  
(3) 電話番号 088-863-6878 FAX 番号 088-804-6771  
(4) 代表者氏名 代表取締役 西田光宏  
(5) 設立年月日 昭和 43 年 4 月 23 日  
(6) 他の業務 処方箋調剤、医薬品等の販売、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与・販売事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所  
(関係会社) 有限会社西田順天堂東部店、  
かみ介護サービス株式会社、四国総合介護システム

## (7) 事業の目的

### ①特定福祉用具販売

ご利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資すると共に、ご利用者を介護する方々の負担の軽減を図ります。

### ②特定介護予防福祉用具販売

ご利用者の生活機能の維持、改善を図ると共に、ご利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

## 2. サービスを提供する事業所の概要

- (1) 通常のサービス提供地域 高知県全域  
(2) 職員体制 福祉用具専門相談員 常勤 3 名以上  
(3) サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	月～金 9時から 18時
休業日	土・日・祝日・12月30日～1月3日

- (4) 指定事業所番号 3940440138  
(5) 開設年月日 平成18年4月1日  
(6) 管理者 森下由伊（福祉用具専門相談員と兼務）

## 3. サービス内容

### (1) 特定(介護・介護予防)福祉用具の選定

ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定（介護・介護予防）福祉用具が適切に選定され、且つ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文書を示して特定（介護・介護予防）福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定（介護・介護予防）福祉用具の販売に係る同意を得るものとします。

## (2) 点検

販売の提供に当たっては、販売する特定（介護・介護予防）福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。

## (3) 調整・使用方法の説明

販売の提供に当たっては、ご利用者の身体の状態等に応じて特定（介護・介護予防）福祉用具の調整を行うと共に、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてご利用者に実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の説明を行います。

## (4) 講ずべき措置

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に特定（介護・介護予防）福祉用具販売が位置付けられる場合は、その必要な理由が記載されるように、ご利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

## (5) アフターサービス

福祉用具をお使いになっいて使用方法がお分かりにならない場合や不具合が生じた場合は、お気軽に当事業所にご連絡ください。

## 4. 販売費用その他

### (1) 販売費用の額

ご利用者に特定（介護・介護予防）福祉用具を販売の提供を行った場合の販売費用の額等については、当事業所の担当営業員がご説明させていただきます。

### (2) 交通費

ご利用者が、前記2.(1)の「通常サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの場合は、別途交通費（通常の実施地域を越えた地点から自動車を使用した場合、片道1キロメートル毎に30円）をいただきます。

### (3) 保険給付の申請に必要な書類等への交付

当事業所は、ご利用者から販売費用の額の支払を受けた場合は、ご利用者が保険給付の申請に必要な書類等を交付いたします。

### (4) 特定（介護・介護予防）福祉用具購入費の支給

ご利用者が保険給付の申請を行った場合において、保険者（市町村）が必要と認められた場合は、購入費の100分の90、又は、100分の80、100分の70に相当する額が、保険者からご利用者に支払われます。

## 5. 福祉用具を利用される際の注意事項

特定（介護・介護予防）福祉用具をご利用されるに当たっては、定められた使用方法及び注意事項をお守りください。

## 6. 守秘義務

①当事業所及び各従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を漏らしません。

②当事業者はその就業規則において、各従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を漏らしてはならない旨を定めています。

③介護支援専門員が主催する担当者会議などにおいて、ご利用者やその家族の個人情報を用いる場合がありますので、厚生労働省令に従って、個人情報利用に関する同意のご署名をいただいております。

## 7. 高齢者虐待防止

（1）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森下 由伊
-------------	-----------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備を行います。

④研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

⑤個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

⑥従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（2）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場環境、職員、関係事業者、利用者又はご家族等を含む関係者に対して、ハラスメント対策に必要な処置を講ずるものとします。

## 9. 衛生管理について

（1）事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

（2）事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう

に次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 1 0. 業務継続計画の策定等について

（1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（2）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 1. 苦情処理について

①苦情が発生した場合には、直ちに苦情処理担当者より、ご利用者やご家族などに連絡を取り、直接訪問するなどして詳細な事情を聞くと共にサービス担当者からも事情を聞き、事実確認を行います。そして必要であれば検討会議を行い、具体的な対応策を取ると共に再発防止に努めます。

②これらの結果は、記録に書き止め、5年間保存します。

## 1 2. 事故発生時の体制について

①当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また事故の原因を究明し、再発防止のための対策を実施します。

②また、その事故が当事業所の責めに帰すべき事由によるものである場合は、速やかに損害賠償を行います。

③これらの事故の状況、及び事故に際して採った処置などについては、記録に書き止め、5年間保存します。

## 1 3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について 未実施

## ご利用者の個人情報利用について

サービスのご提供に当たって、ご利用者様から取得する個人情報については、厚生労働省令により守秘義務が定められており当事業所はこれを遵守してきました。

これに加えて平成17年4月1日より、個人情報保護法が施行されることになりました。

当事業所ではこの法律に従って、ご利用者様から取得する個人情報に関し、予め利用目的を特定する共に、その目的を達成するために必要な範囲においてそれらの情報を利用することにいたします。

### 利用目的について

弊社西田順天堂薬局（介護・介護予防）福祉用具貸与事業所・指定特定（介護・介護予防）福祉用具販売事業所（以下「当事業所」という。）では、次の利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を利用させていただきます。

1. サービスの提供
  - (1) 当事業所が行うサービスの提供
  - (2) 他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、照会もしくは照会に対する回答
  - (3) 貸与商品の消毒保管業務の委託、住宅改修工事の委託、商品の製造委託等
  - (4) ご家族等への心身の状況説明
  - (5) その他、サービスの提供に関する利用
2. 費用請求のための事務
  - (1) 介護保険事務
  - (2) 審査支払い機関へのレセプト請求
  - (3) 審査支払い機関、または保険者からの照会に対する回答
  - (4) 利用料金回収の業務委託
  - (5) その他、生活保護、労災保険等の公費請求における利用
3. 当事業所の管理運営業務
  - (1) 会計・経理
  - (2) 事故等の報告
  - (3) 当該ご利用者に対するサービスの向上
  - (4) その他、当事業所の運営管理業務に関する利用
4. その他
  - (1) 損害保険等に係る保険会社への相談、または届出等
  - (2) サービスや業務の資質向上を図るための基礎資料
  - (3) 新商品の紹介、アンケート調査の実施、介護保険情報等の提供
  - (4) 製造元より商品の不具合により修理等の必要がある旨の報告があった場合、当該製造元が実施する修理活動等への情報提供

利用目的の一つである、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、及び照会に対する回答等を行うため、ご利用者さまから予め同意書をいただいておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

【説明・同意確認欄】

重要事項説明書

個人情報利用に関する同意

私は、上記についての説明を受け、確認・同意をしました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 南国市大塚甲 1 7 0 5  
事業所名 (有)西田順天堂薬局  
説明者 印

(ご利用者) 住所

氏名 印

(ご家族) 住所

氏名 印

(ご関係 : )

(代筆者・代理人) 住所

氏名 印

(ご関係 : )